

投票日当日の投票立会人募集要項

佐世保市選挙管理委員会では、選挙の公正を確保しつつ、選挙を身近に感じていただき関心を高めてもらうとともに、投票所ごとに町内会等から推薦いただいている投票立会人の不足を補うために、投票日当日に各投票所で投票立会人になっていただける方を募集します。

1. 募集概要

募集職種 投票日当日における投票所の投票立会人

目的 投票事務全般に立ち会い、選挙が公正かつ適正に行われることを確保する。

身分 非常勤の公務員(地方公務員法第3条第3項3の2に基づく)

従事をお願いするときは、①町内会からご推薦いただいている方②投票立会人の経験が少ない方③投票立会人候補者名簿に登録された時期が早い方 の順でご連絡します。

2. 主な職務内容

投票管理者と協力し、投票所における以下の主要な事務に立ち会っていただきます。

1. **投票所の開閉立会い**: 投票所を開く際および閉鎖する際に立ち会います。
2. **投票箱の確認**: 最初の有権者が投票する前に、投票管理者とともに投票箱が空であることを確認し、施錠に立ち会います。
3. **投票事務の立会い**: 選挙人が投票用紙に記載し、投票箱に投函することに立ち会います。不正や誤りがないか、投票手続全般にわたって公正さを確認します。
4. **投票終了後の確認**: 投票所閉鎖後、**投票録の記載内容を確認して署名し**、投票立会人のうちの1名は、投票箱が施錠された状態で開票所への送致に立ち会います。(投票箱の送致に立ち会った投票立会人には、別途謝礼をお支払いします。)

3. 応募資格・要件

以下の要件をすべて満たす方が応募できます。

1. 佐世保市内に住所を有し、選挙人名簿に登録されている方(満18歳以上)
2. 投票立会人は公職選挙法上選挙運動を禁止されてはませんが、募集の目的に則して、特定の候補者の選挙運動に携わっていない方、又は特定の候補者の親族等でない方。
3. 公職選挙法第11条に規定する選挙権の欠格要件※に該当しない方。

公職選挙法第11条に規定する選挙権の欠格要件とは刑務所に服役中など拘禁刑以上の刑に処せられその執行中の者や、選挙犯罪などにより公民権停止の処分を受けている者、公職にある間に買収・供応などの罪で刑に処せられ刑の執行後も一定期間公民権が停止された者などが欠格要件に当たります。

4. 選挙の公正を害する恐れがない方。
5. 投票時間中、終日職務に従事できる方。
但しご事情により終日の従事が難しい場合は、ご家族やお知り合いの方とのペアで、前半と後半の交代制で従事いただくことも可能です。その際の報酬は従事時間に応じて按分した額をお支払いします。

4. 立会する際の条件

- 立会場所** 佐世保市内のいずれかの投票所
(お住まいの地域を考慮しますが、町内会等からもご推薦をいただいておりますので、ご希望に添えない場合があります)
- 立会時間** 参会(午前 6 時 30 分集合)から投票所閉鎖後(午後 8 時 30 分頃)まで
- 報酬** 1 日につき 12,400 円
条例に基づく額を本人の口座に振り込みます。その際に所得税を源泉徴収します。
- 費用弁償** 交通費は支給しませんが、やむを得ず遠隔地で従事いただく場合は相談のうえ対応いたします。
- 休憩** 投票事務の状況を考慮し、投票立会人同士で交替しながら一定の時間休憩を取っていただきますが、選任された時間内は、投票所外に出ることはできません。

5. 応募方法および選任までの流れ

- 応募方法** 「投票立会人候補者名簿登録申請書」(または佐世保市選挙管理委員会ホームページの電子フォーム)に必要な事項を記入の上、持参、郵送、または FAX にてご提出ください。
- 募集期間** 随時受け付けております。
- 登録** 応募いただいた方は資格を判定し、「投票立会人候補者名簿」に登録します。登録期限はありませんので、登録後の体調変化などにより登録を辞退したい場合はその旨を選挙管理委員会に申し出てください。候補者名簿に登録されていても投票立会人として不適切と考えられる言動や投票所運営に支障があると判断した場合は、投票立会人の登録をお断りする場合があります。
- 照会** 事務従事いただく際には、町内会等から推薦いただいた方と併せて、選挙の都度事務従事可否の照会をします。(選挙期日の 1~2 か月前)
※登録者数が多い投票区は投票立会人の従事経験など考慮して従事可否の照会をしますので、従事可否の照会がない場合があります。従事の照会をしないで従事を決定することはありませんので、予めご了承ください。
- 選任** 従事可能とご回答いただいた方には、選挙管理委員会において投票立会人に選任後、選挙名と従事する投票所及び従事時間等を記載した投票立会人選任書等の書類をお送りします。

6. 厳守事項

- 職務上知り得た投票に関する秘密(来場者や投票所運営上で起きた事など)を、職務終了後も一切他に漏らしてはいけません。
- 投票所内を撮影したり、職務中の様子を SNS などに投稿したりする行為は禁止します。
- 特定の候補者の当落に関わる言動や、投票所内の秩序を乱す行為は厳に慎んでください。

7. お問い合わせ・応募書類提出先

佐世保市選挙管理委員会事務局

〒857-8585 佐世保市八幡町1-10(市役所本庁 11階)

電話: (代) 0956-24-1111(内線 3141~3145) FAX: 0956-25-9688

Email: senkyo@city.sasebo.lg.jp